

## 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 評議員選出規程

第1条 この規程は、定款第7条に基づいて、評議員の選出について定めるものとする。

第2条 評議員の選出は、別表所属団体から選出された者につき、評議員選任・解任委員会において選任する。

### 別表

1. 地域の代表	8名	(木津西・木津東・加茂・山城各圏域2名)
2. 民生委員・児童委員協議会	4名	(単位民協各1名)
3. ボランティアの代表	3名	(各地域1名)
4. 老人クラブ連合会	2名	
5. 障害者施設	1名	
6. 青少年育成委員会	1名	
7. 行政機関	1名	

第3条 評議員の任期中に、その所属団体の改選等による補充については、評議員選任・解任委員会においてその都度選任する。

### 附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

### 附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正規程は、平成25年3月27日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この改正規程は、定款の認可のあった日から施行する。